

議案第 16 号

飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について

飛騨市保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

宮川保育園を宮川小学校校舎内に移転することに伴う改正

飛驒市保育所条例の一部を改正する条例

飛驒市保育所条例（平成16年飛驒市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「飛驒市宮川町野首30番地2」を「飛驒市宮川町林258番地」に改める。

第10条中「飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」を「飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

飛騨市保育所条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																												
第1条 略 (保育所の設置) 第2条 略 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>飛騨市立宮城保育園</td><td>飛騨市古川町栄二丁目11番12号</td></tr> <tr> <td>飛騨市立河合保育園</td><td>飛騨市河合町角川974番地2</td></tr> <tr> <td>飛騨市立宮川保育園</td><td><u>飛騨市宮川町野首30番地2</u></td></tr> <tr> <td>飛騨市立旭保育園</td><td>飛騨市神岡町殿979番地</td></tr> <tr> <td>飛騨市立栃洞保育園</td><td>飛騨市神岡町和佐保1464番地</td></tr> <tr> <td>飛騨市立山之村へき地保育園</td><td>飛騨市神岡町森茂1649番地1</td></tr> </table> 第3条～第9条 略 (指定の手続) 第10条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときは、<u>飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例</u>(平成16年飛騨市条例第272号)に基づき指定するものとする。 以下 略	名称	位置	飛騨市立宮城保育園	飛騨市古川町栄二丁目11番12号	飛騨市立河合保育園	飛騨市河合町角川974番地2	飛騨市立宮川保育園	<u>飛騨市宮川町野首30番地2</u>	飛騨市立旭保育園	飛騨市神岡町殿979番地	飛騨市立栃洞保育園	飛騨市神岡町和佐保1464番地	飛騨市立山之村へき地保育園	飛騨市神岡町森茂1649番地1	第1条 略 (保育所の設置) 第2条 略 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>飛騨市立宮城保育園</td><td>飛騨市古川町栄二丁目11番12号</td></tr> <tr> <td>飛騨市立河合保育園</td><td>飛騨市河合町角川974番地2</td></tr> <tr> <td>飛騨市立宮川保育園</td><td><u>飛騨市宮川町林258番地</u></td></tr> <tr> <td>飛騨市立旭保育園</td><td>飛騨市神岡町殿979番地</td></tr> <tr> <td>飛騨市立栃洞保育園</td><td>飛騨市神岡町和佐保1464番地</td></tr> <tr> <td>飛騨市立山之村へき地保育園</td><td>飛騨市神岡町森茂1649番地1</td></tr> </table> 第3条～第9条 略 (指定の手続) 第10条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときは、<u>飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例</u>(平成16年飛騨市条例第272号)に基づき指定するものとする。 以下 略	名称	位置	飛騨市立宮城保育園	飛騨市古川町栄二丁目11番12号	飛騨市立河合保育園	飛騨市河合町角川974番地2	飛騨市立宮川保育園	<u>飛騨市宮川町林258番地</u>	飛騨市立旭保育園	飛騨市神岡町殿979番地	飛騨市立栃洞保育園	飛騨市神岡町和佐保1464番地	飛騨市立山之村へき地保育園	飛騨市神岡町森茂1649番地1
名称	位置																												
飛騨市立宮城保育園	飛騨市古川町栄二丁目11番12号																												
飛騨市立河合保育園	飛騨市河合町角川974番地2																												
飛騨市立宮川保育園	<u>飛騨市宮川町野首30番地2</u>																												
飛騨市立旭保育園	飛騨市神岡町殿979番地																												
飛騨市立栃洞保育園	飛騨市神岡町和佐保1464番地																												
飛騨市立山之村へき地保育園	飛騨市神岡町森茂1649番地1																												
名称	位置																												
飛騨市立宮城保育園	飛騨市古川町栄二丁目11番12号																												
飛騨市立河合保育園	飛騨市河合町角川974番地2																												
飛騨市立宮川保育園	<u>飛騨市宮川町林258番地</u>																												
飛騨市立旭保育園	飛騨市神岡町殿979番地																												
飛騨市立栃洞保育園	飛騨市神岡町和佐保1464番地																												
飛騨市立山之村へき地保育園	飛騨市神岡町森茂1649番地1																												

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について
担 当 部	市民福祉部
提 案 理 由	宮川保育園を宮川小学校校舎内に移転することに伴う改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	市独自の改正
条 例 の 概 要	【改正の趣旨】 宮川保育園を宮川小学校校舎内に移転することに伴い位置の変更を行う。 (第2条関係)
市 民 へ の 影 響 等	特になし
施 行 日	令和7年4月1日
備 考	区長会や利用者である保護者には説明を行い、理解を得られている。